〇会計年度任用職員取扱要綱の制定について(通知)

令和2年3月31日教総第1511号 教育長通知 最終改正 令和7年1月24日

このたび「会計年度任用職員取扱要綱」及び「会計年度任用職員取扱要綱の運用について」を別紙のとおり制定しましたので、適切な事務処理をお願いします。 会計年度任用職員取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、会計年度任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関し、基本的事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要綱において「会計年度任用職員」とは、地方公務員法(昭和25年 法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の2第1項に規定する職 にある者をいう。
- 2 この要綱において「第1種会計年度任用職員」とは、一般職の常勤職員から退職後引き続き会計年度任用職員として任用された者及び一般職の常勤職員から退職後引き続き非常勤職員取扱要綱(昭和50年5月1日教総第107号。以下「非常勤要綱」という。)に基づき非常勤職員として任用され、更に引き続き会計年度任用職員として任用された者をいう。
- 3 この要綱において「第2種会計年度任用職員」とは、会計年度任用職員の うち、第1種会計年度任用職員以外の者をいう。

第3 職の設置及び業務内容の変更の協議

教育長は、新たに会計年度任用職員の職を設置し、又は会計年度任用職員の 業務内容を変更しようとするときは、あらかじめ報酬について総務部長に協 議しなければならない。

第4 任用

1 募集

会計年度任用職員の任用は、公募によるものとする。

ただし、職務の性質や任用の緊急性等の事情から、公募により難いと認められる場合として教育長が特に認める場合は公募によらないことができる。 会計年度任用職員としての従前の勤務実績等により、2回まで公募によらない再度の任用を行うことができる。

2 採用の方法

会計年度任用職員の採用は、選考によるものとする。

3 任免手続

- (1) 会計年度任用職員の任免は、教育長が行うものとする。
- (2) 前記(1)の任免は、通知書を本人に交付して行う。

4 任期

会計年度任用職員の任期は、1会計年度を超えない範囲内とする。

5 欠格事由

地公法第 16 条各号及び平成 11 年改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号) の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするものを除く。)に該当する者は、会計年度任用職員となり、又は選考を受けることができない。

会計年度任用職員は、地公法第16条各号(第2号を除く。)に該当するに至ったときは、職員の分限に関する条例(昭和26年埼玉県条例第51号。以下「分限条例」という。)で定める場合を除く外、その職を失う。

6 条件付採用

会計年度任用職員の採用は、全て条件付のものとし、その職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

1月の勤務日数が 15 日に達しない者については、勤務日数が 15 日に達 する日まで条件付採用の期間を延長する。

7 人事評価

会計年度任用職員は、会計年度任用職員人事評価実施要領(令和2年3月31日教総第1512号)に基づき、人事評価を実施する。

会計年度任用職員の公募によらない再度の任用に当たり、会計年度任用職員としての従前の勤務実績については、人事評価の結果を用いるものとする。

8 退職

会計年度任用職員は、任期の途中に辞職を申し出ることができる。

第5 報酬等及び通勤に係る費用弁償

1 報酬の決定

会計年度任用職員の報酬は、職務の内容、勤務時間等を基準として、会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成31年埼玉県条例第6号<u>。以下「報酬条例」という。</u>)及び会計年度任用職員の報酬等に関する規則(平成31年埼玉県規則第32号。以下「報酬規則」という。)に基づき、月額又は日額で定める。

ただし、月額をもって定めることができる報酬は、その勤務すべき日が原

則として週3日以上又は月15日以上として定められている者に限るものとする。

2 時間外勤務手当等に相当する報酬

報酬規則第9条第1項に規定する「知事が定める時間」は、給料等の支給に関する規則(埼玉県人事委員会規則7-110)第15条第1項に規定する「委員会規則で定める時間」に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間とする。

3 期末手当

(1) 任期及び在職期間

期末手当の算出に係る任期及び在職期間には、他の職(一般職の常勤職員及び会計年度任用職員を含む。)において期末手当の算出の基礎となっているものは含めない。

(2) 支給の特例

基準日前1か月以内において会計年度任用職員を退職後、基準日までに別の会計年度任用職員となった場合であって、同一会計年度内における合計した任期が6か月以上あるものにあっては、職員の給与に関する条例(昭和27年埼玉県条例第19号。以下「給与条例」という。)第19条第1項後段による期末手当は支給しない。

4 勤勉手当

(1) 任期及び勤務期間

勤勉手当の算出に係る任期及び勤務期間には、他の職(一般職の常勤職員及び会計年度任用職員を含む。)において勤勉手当の算出の基礎となっているものは含めない。

(2) 支給の特例

基準日前1か月以内において会計年度任用職員を退職後、基準日までに別の会計年度任用職員となった場合であって、同一会計年度内における合計した任期が6か月以上あるものにあっては、給与条例第19条の4第1項後段による勤勉手当は支給しない。

5 通勤に係る費用弁償

第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償は、非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取り扱いについて(昭和56年1月9日教総第488号教育長通知)の例による。

なお、支給に当たっては、通勤に係る費用弁償に関する届(様式第1)及び人事給与管理システム(職員の人事管理、給与等管理に関する事務処理を行うための情報システムをいう。)により支給するものとする。ただし、これにより難い場合は、通勤に係る費用弁償に関する届(様式第1)及び会計

年度任用職員の費用弁償計算書(様式第2)により支給することができる。

6 退職手当

(1) 退職手当の基本額の算出に用いる退職日給料月額

退職した第2号会計年度任用職員の退職日給料月額は、退職の日におけるその者の職種の区分、号給及び調整数に応じ、別表第1から別表第5までに定める給料及び調整額とする。<u>ただし、行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第2号会計年度任用職員の退職日給料月額が、報酬条例別表前記以外の職の項に定める月額</u>を超えるときは、<u>当該月額</u>を退職日給料月額とする。

(2) 退職手当の調整額

第2号会計年度任用職員の退職手当の調整額に係る職員の区分は、第 9号区分とする。

第6 勤務日等

1 勤務日及び勤務時間

会計年度任用職員の勤務日は、週5日以内とし、勤務時間は、1週間に38時間45分以内、1日7時間45分以内とする。

2 週休日等

会計年度任用職員の週休日、休日及び休憩時間は、一般職の常勤職員との均衡を考慮し、所属長が定めるものとする。

第7 休暇

- 1 会計年度任用職員の休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第2号)及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則(埼玉県人事委員会規則13-18。以下「勤務時間規則」という。)に基づき、年次休暇、特別休暇及び組合休暇とする。
- 2 会計年度任用職員の年次休暇は有給の休暇とし、特別休暇は有給又は無 給の休暇とし、組合休暇は無給の休暇とする。
- 3 会計年度任用職員は、4月1日から翌年の3月31日までの1年度(第1種会計年度任用職員にあっては、暦年による1年)について、次の(1)又は(2)に示す日数の年次休暇を受けることができるものとする。
 - (1) 1週間の勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員の年次休暇の付与日数は、年度(第1種会計年度任用職員にあっては勤続年数)に応じて、別表第6のとおりとする。
 - (2) 1週間の勤務時間が 29 時間未満の会計年度任用職員の年次休暇の付与日数は、年度(第1種会計年度任用職員にあっては勤続年数)及び週所定勤務日数(週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員にあっては、1年間の所定勤務日数)に応じて別表第7のと

おりとする。

4 会計年度任用職員の有給の特別休暇は、次のとおりとする。

ただし、(5)の休暇は、5月から 10 月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して6月以上、かつ、5月1日から 10月 31日までの期間のいずれかの日に勤務する職員に限り、取得することができる。

- (11)、(12)及び(13)の休暇は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1の年度の所定勤務日数が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。
- (1) 公務災害又は通勤災害による病気休暇(勤務時間規則第 19 条の3第 2項第1号)

会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤 (議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42年埼玉県条例第51号。以下「公務災害補償条例」という。)の適用を 受ける者にあっては同条例第2条の2第1項に規定する通勤、労働者災 害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労働者災害補償法」とい う。)の適用を受ける者にあっては同法第7条第2項に規定する通勤をい う。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合の休暇は、その療養に 必要な期間とする。

(2) 出産休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第2号) 出産休暇は、出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週

間)前の日から産後8週間を経過する期間とする。ただし、職員から請求があった場合において、任命権者が特に必要と認めるときは、出産予定日前の期間及び産後の期間を併せて2週間の範囲内の期間を加算した期間とする。

- (3) 妊産婦の通院休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第3号) 妊産婦の通院休暇は、同号に定める範囲内で必要と認められる時間と する。
- (4) 妊婦の通勤休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第4号) 妊婦の通勤休暇は、同号に定める範囲内で必要と認められる時間とす る。
- (5) 夏季休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第5号) 夏季休暇は、次のア又はイに示す日数とする。
 - ア 1週間の勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員の夏季休暇の付

与日数は、一の年の5月から10月までの期間内における、4日の範囲内の期間(ただし、当該期間における勤務日数が4日に満たない職員にあっては、その勤務する日数)とする。

- イ 1週間の勤務時間が29時間未満の会計年度任用職員の夏季休暇の付 与日数は、一の年の5月から10月までの期間内における、週所定勤務 日数(週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度 任用職員にあっては、1年間の所定勤務日数)に応じて別表第8に定 める日数の範囲内の期間(ただし、当該期間における勤務日数が別表 第8に定める日数に満たない職員にあっては、その勤務する日数)と する。
- (6) 忌引休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第6号) 忌引休暇は、一般職の常勤職員の例により受けることができるものと する。
- (7) 交通途絶休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第7号) 交通途絶休暇は、その都度必要と認める期間とする。
- (8) 危険回避休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第8号) 危険回避休暇は、その都度必要と認められる期間とする。
- (9) 現住居が滅失等した場合の休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第9号)

現住居が滅失等した場合の休暇は、連続する7日の範囲内の期間とする。

- (10) 結婚休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第10号) 結婚休暇は、連続する7日の範囲内の期間とする。
- (11) 出生サポート休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第11号) 出生サポート休暇は、1の年度において5日(「任命権者が委員会 と協議して定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とし、この場合 には10日)の範囲内の期間とする。
- (12) 出産補助休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第12号) 出産補助休暇は、職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の 日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内においてそ の都度必要と認められる期間とする。
- (13) 男性職員の育児参加のための休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第13号)

男性職員の育児参加のための休暇は、同号に定める期間内における5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間とする。

- 5 会計年度任用職員の無給の特別休暇は、次のとおりとする。
 - ただし、(5)及び(6)の休暇は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1の年度の所定勤務日数が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限り、取得することができる。
 - (7)の休暇は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1の年度の所定勤務日数が121日以上であるものであって、当該休暇の期間の初日から93日を経過する日(以下この項において「93日経過日」という。)を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる(93日経過日から6月を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。)。
 - (8)の休暇は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1の年度の所定勤務日数が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限り、取得することができる。
 - (1) 私傷病の病気休暇(勤務時間規則第19条の3第3項第1号) 4(1)以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇は、1の年度において連続して90日を超えない期間とする。
 - (2) 妊産疾病休暇(勤務時間規則第19条の3第3項第2号) 妊娠中の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号) に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇は、必要と認められる期間とする。
 - (3) 妊娠障害休暇(勤務時間規則第19条の3第3項第3号) 妊娠障害休暇は、次のア又はイに示す日数とする。
 - ア 1週間の勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員にあっては、14 日間の範囲内の期間
 - イ 1週間の勤務時間が29時間未満の会計年度任用職員にあっては、週 所定勤務日数(週以外の期間によって所定勤務日数が定められている 会計年度任用職員にあっては、1年間の所定勤務日数)に応じて別表 第9に定める日数の範囲内の期間
 - (4) 育児時間(勤務時間規則第19条の3第3項第4号) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条に規定する生後満1年に 達しない子を育てる場合の育児時間は、1日2回各々30分とする。

(5) 子の看護休暇(勤務時間規則第19条の3第3項第5号)

小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下(6)において同じ。)を養育する非常勤の職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇は、1の年度において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の日又は時間とする。

(6) 短期介護休暇 (勤務時間規則第19条の3第3項第6号)

要介護家族(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母及び勤務時間規則第13条第1項各号に掲げる者であって負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇は、1の年度において5日(要介護家族が二人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の日又は時間とする。

(7)介護休暇(勤務時間規則第19条の3第3項第7号)

要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、3回を超えず、かつ、 通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」とい う。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇は、 指定期間内において必要と認められる期間とする。

(8) 介護時間(勤務時間規則第19条の3第3項第8号)

要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、連続する3年の期間(当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇は、当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた残りの時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- (9) 生理休暇(勤務時間規則第19条の3第3項第9号) 生理のため勤務が著しく困難な場合の休暇は、必要と認める日又は時間とする。
- (10) ドナー休暇 (勤務時間規則第19条の3第3項第10号) 勤務時間規則第11条第1項第14号に規定するドナー休暇は、必要と 認められた日又は時間とする。
- 6 会計年度任用職員の組合休暇は次のとおりとする。

任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務に従事する場合(登録 された職員団体の規約に定める機関で勤務時間規則第12条第1項で定める 機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限る。)の組合休暇は、1の年度について30日の範囲内とする。

第8 職務専念義務免除

会計年度任用職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年 埼玉県条例第38号)及び職務に専念する義務の特例に関する規則(埼玉県人 事委員会規則12-2)に基づき、その職務に専念する義務を免除されること ができるものとする。

第9 育児休業等

- 1 会計年度任用職員は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年埼玉県条 例第6号)に基づき、育児休業及び部分休業をすることができる。
- 2 部分休業により勤務しない場合には、減額して報酬を支給するものとする。

第10 服務

会計年度任用職員の服務は、地公法第30条から第38条までの規定及びこれに基づく条例、規則等の定めるところによる。

ただし、服務の性質上これにより難いものについては、この限りではない。

第11 服務の宣誓

新たに会計年度任用職員となった者は、職員の服務の宣誓に関する条例(昭和 26 年埼玉県条例第8号)に基づき、服務の宣誓を行わなければならない。 任期満了後、引き続き再度任用される場合においても、服務の宣誓を行わなければならない。

第12 営利企業従事等許可

- 1 第1号会計年度任用職員が営利企業に従事等しようとするときは、所属 長に届け出なければならない。
- 2 第2号会計年度任用職員が地公法第38条第1項に規定する営利企業に従 事等しようとするときは、一般職の常勤職員の例により許可を得なければ ならない。

第13 分限

- 1 会計年度任用職員の分限は、分限条例に基づき行う。
- 2 休職をしている期間については、報酬を支給しない。

第 14 懲戒

会計年度任用職員の懲戒は、職員の懲戒手続及び効果に関する条例(昭和 26 年埼玉県条例第 52 号)に基づき行う。

第15 社会保険の適用

会計年度任用職員の社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)に定めるところによる。

第16 災害補償

会計年度任用職員が公務等のため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合においては、労働者災害補償法の適用を受ける者を除き、公務災害補償条例及び地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところにより補償するものとする。

第17 雑則

この要綱により難い事情があると認められるときは、教育長に協議の上、別 段の取扱いをすることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、非常勤要綱に基づき任用されていた非常勤職員 及び臨時職員取扱要綱(昭和57年5月1日教総第96号)に基づき任用され ていた臨時職員が、引き続き会計年度任用職員に任用される場合には、非常 勤職員及び臨時職員の年次休暇の残日数は、会計年度任用職員の年次休暇と して引き継ぐものとする。
- 3 この要綱の施行日前に、非常勤要綱に基づき任用されていた非常勤職員 及び臨時職員取扱要綱に基づき任用されていた臨時職員が、引き続き会計年 度任用職員に任用される場合には、別表第6及び別表第7の勤続年数(第1 種会計年度任用職員)の算定に当たっては、一般職の常勤職員並びに引き続 き任用された非常勤職員及び臨時職員の勤続年数を、別表第6及び別表第7 の年度(第2種会計年度任用職員)の算定に当たっては、非常勤職員及び臨 時職員の採用初年度からの年度を通算するものとする。

附則

- この要綱は、令和3年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年1月30日から施行する。ただし、第5の4の規定 については、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定(第5の4の規定を除く。)は、令和5年4月1日から適 用する。

附則

この要綱は、令和7年1月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

通勤に係る費用弁償に関する届

							様		年	月 提	日出	主な届出の理 口 新規(勤和	∄由 膐公署の変更を	合む。)	
勤	務で	\ 1	雪	名								□ 住居の変 □ 通勤経路			
所	在	Ē		地								□ 通勤方法 □ 運賃等の	の変更 負担額の変更		
氏				名								□ 勤務日数			
				_									年	月	日
住	\=1 <i>F</i> -			居	号 野 拉 亚 纲 /-	- サ <i>ベ</i> ナマ	:#.o#		= (4.11)	++					
	通勤				員取扱要綱に 	-基づき進	!劉の美	距	・ 離	まり。 所要時	- 門	乗 車 券 等	左欄の乗車	備	 考
	迪 到	ЛZ	(0)	נימ			+-					の 種 類	券等の額	1/19	75
1					住居から	経由)	まで		. km		分 		円		
2					から()	まで		. km	-	分		円	}	
3					から()	まで		. km		分		円	-	
4					から()	まで		. km	時間	分 ——		円		
5					から()	まで		. km	時間	分		円		#1 75 - W
6					から()	まで		. km	時間	分		円	1箇月の	勤務日数 日
	ニ 利 ♬ 乱 機			の									総通勤距離		km
名 利	称 用 ☑	及 『		び 等									総所要時間	時	間 分
					§路朱線。別組										
		【新草	幹糸	泉鉄	道等利用者の)み記入す	すること	:]	新幹網	泉鉄道等を	を利用	用しない場合の記	通勤の経路及び	ゾ方法等	
順路	通勤	方法	、 の	別	区	間		距	離	所要時	間	1	備	考	
1					住居から(経由)	まで		. km	時間	分				
2					から()	まで		. km	時間	分				
3					から()	まで		. km	時間	分				
4					から()	まで		. km	時間	分				
5					から()	まで		. km	時間	分				
6					から()	まで		. km	時間	分			_	
交道	- 利月 五機	関	等	の									総通勤距離		km
名利	称 用 ☑	及 『		び 等									総所要時間	時	間 分

(裏 面)	
氏名	

記入上の注意

- 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 2 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由の一について□に■印を付する。
- 3 「主な届出の理由」欄中、「通勤経路の変更」には、勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含む。
- 4 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 5 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(1か月定期、回数券、優待乗車券等)の別を記入する。
- 6 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等(1か月定期、回数券、優待乗車券等)の額を記入する。
- 7 「備考」欄には、順路の区分別に、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 8 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 9 通勤経路の略図(経路朱線)は、別紙添付として差し支えない。なお、この場合は「通勤経路の略図」欄にその旨を記入する。
- 10 新幹線鉄道等を利用して通勤している者は、表面の下欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等を記入する。
- 11 通勤の実情の一部に変更がある場合には、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

確認		記入しないこ	(مع												年		月		受理
順	算出の基礎と			男 等	定期	■券・	回数	条	1 か	月	の	運	賃	等		か		 月	<u> </u>
路	交通機関等の名称		区	間			。 の 5									賃	等	ົດ	
1																			円
2																			円
3																			円
4																			円
			i	計															円
1か月	目の運賃等の額の総額													(1				円
自動	車等の額(自動車等の	使用距離				km	1)							(2				円
#	寺別料金等の算出の基	礎となる交通	機関	等			回数数									か		月	の
交ì	通機関等の名称	利用	区	間	そり	の他	, の 5	训(の額	の	算	出	基	礎	特	別料	金	等	の額
																			円
																			円
	目の特別料金等の額の														_				円
1か月	目の特別料金等の2分ℓ -	()						-+	3				円						
	条 例 第 10 条 第	f 1 項 相	当	該当	•	非 :	該当		支	給	の	始	期]		年	F	1	日
	□ 該当 (□規則第5条)	こ相当:歩行困	難)						1か月				-	額					円
決	□第1号に相当:交通機	関等利用						L	(1) ~ (30.)合	計)						
	□第2号に相当:自動車	等使用						1	備考:										
	□第3号に相当:併用																		
定	(規則第8条の3																		
	□第1号に相	当:自動車等例	用距	離1.5km	以上														
	□第2号に相	当:自動車等例	用距	離1.5km	未満														
事		かつ運賃等権	当額2	2,000円	以上														
7	□第3号に相	当:自動車等例	用距	離1.5km	未満														
		かつ運賃等権	当額2	2,000円	未満))													
項																			
块	□ 非該当																		
	(理由:)	_											
	□条例第10条第3項相当記	亥当:新幹線鉄	道等和	利用(口	往復	口片	道)	_	Ho			-			- 1				
会	計年度任用職員取扱要	.決定	する。	1	取 扱 者			_											
	年 月 日	職名						ł	· 確 認										
		氏 名							認 欄										

		運	賃	次エ	Ε¥	≨ [:	係	る確	認	支U	決定]欄(運1	貢改	正	等(こよ	る1) 箇.	月の	運1	賃等	の額	•特	別	料金	企等	手の	2分	の1	相当	当額	į)	
			4	ŧ	月	E	適月	∄□i	軍賃ご	Œ	□規定	改正			年	F	1	日適	用口	運賃	次正[□規定	改正			年	J	月	日適	用口	運賃	ķŒΓ	〕規定	改正
順路	1	か り額	月 の	の算	運出	賃基	等 礎	1 運			月 の		1 /: の									月 の									か 賃		月 の	の額
1												円											円											円
2												円											円											円
3												円											円											円
4												円											円											円
			Ē	+								円			Ē	†							円			Ī	†							円
1		か _。 D 客										円		額									円	1 / の	的月額	j σ.) D	重賃 総	等 額					円
2	É	1 動	耳	1 4	手	の	額					円	自	動	車	等	の	額					円	自	動	車	等	の	額					円
		月 (額							か別料		月 等 σ	の)額										月						料3 出基			か別米		月 等 (の D額
												円											円											円
												円											円											円
		月 (D 客										円	の)月 (額	0	כ	総	額					円					料金総						円
3		寺 別 2 分												7) U	ו כ	桕	≐	谼						2 3	7) (J	ו נו	作	等当	(観					円
決		女定を							年	月	日分		~	小口	0.	,	70	797		年	月	日名		$\hat{}$	4.11	•		<i>7</i> ⊔	793		年	月	日务	から
定事		女定後										円	改知額(E後 ① ~	の費 ~ ③	費用 ③ σ	弁(i)) 合	賞の : 計					円	改2 額	E後 ① ′	の引 ~(費用30	弁 作の 合	賞の計					円
項		女 ī 夬 ɔ̄					る 日		年		月	日		正 定						年	Ξ	月	日					係 月			年		月	日
備和	考	:											備	考:										備	 考:									
		取扱者確認欄												取扱者確認欄											取扱者確認欄									

会計年度任用職員の費用弁償計算書

課所名

旅行権	命令者			年		J	Ħ	氏名															
	認欄		旅行期間	合計				F	■														
	順	算出の	基礎とな	る交通	機	関 等				回 数										か		月	の
費	路	交通機関	等の名称	利用	区	間	そ	の	他	の	別	の	額	の	算	出	基础	楚;	運	賃	等	の	額
	1																						円
用	2																						円
	3																						円
弁	4																						円
	5																						
償	6																						
						計																	円
の	1か月	月の運賃等(の額の総額																1				円
	自動	動車等の額(自動車等の使用距離 . km)																2				円	
額	特	別料金等0	の算出の基礎	楚となる交通	五機関	等				回 数										か		月	の
	交i	通機関等	の名称	利用	区	間	そ	の	他	の	別	の	額	の	算	出	基础	楚	特別	川料	· 金	等 (の額
の																							円
																							円
算	1か月	月の特別料:	金等の額の	総額																			円
	1か月	月の特別料:	金等の2分の	の1相当額(2万円	円を超え	える	場合に	‡2	万円)									3				円
出				費	用	弁 償	i o	額															円
				(1)~	③の£	計	額)															
								(注)1		旅行其 勤務した							から	末日	ヨまつ	での	間で	き、実	際に
備	ア 2 費用弁償の額の算出欄は、 に基づいて記入すること													ま、桪	式	第1	の確	認	、決定	2欄			
考		に基づいて記入すること 3 費用弁償の額欄は、会計年度 り例によることとされている「非常 用弁償の取扱要領」の定めにより													勤	勘職員の通勤に係る費				る費			

退職手当に係る医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師	
号給	月額	
		円
1		503, 100

別表第2

退職手当に係る医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師獣医師	管理栄養士	栄養士(管理栄養士を除く。) 衛生検査技	診技臨師理作視言 療師床 学業能語 中代視言	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	282, 300	242, 850	225, 900	244, 100	255, 900	239, 300	247,300
2			228,000	245,000		241, 400	249,400
3			230, 100	245, 900		243, 100	251,500
4			231, 200	246,800		245, 100	252,600
5			232, 300	247,700		247, 300	253,700
6			233, 400	248,600		249, 400	254,800
7			234, 500	249, 500		251, 500	255,900
8			235, 400	253, 200		252, 600	
9			236, 300			253, 700	
10			237, 200			254, 800	
11			238, 100			255, 900	
12			239,000				
13			239, 900				
14			242, 850				

退職手当に係る医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以 外の業務に従 事するもの)	看護師 (外来業務に 従事するもの)	准看護師 (外来業務以 外の業務に従 事するもの)	准看護師 (外来業務に 従事するもの)
号給	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
1	260, 700	264, 400	253, 150	227, 400	217, 950
2	261, 900	265, 400	254, 150		
3	263, 000	266, 300	255, 050		
4	263, 900	267, 200	255, 950		
5	264, 700	268, 100	256, 850		
6	265, 400				
7	266, 100				

退職手当に係る行政事務報酬等基準額表

	前記以	外の職
職種	標準的な会計年度任用職員の職務を 行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会 計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	188,000	225, 600
2	189,700	226, 700
3	191,300	227,800
4	192,900	228, 900
5	194, 500	230,000
6	196, 200	231, 100
7	197,800	232, 200
8	199, 400	233, 300
9	201,000	234, 400
10	202,700	235, 400
11	204, 400	236, 400
12	206, 100	237, 300
13	207, 400	238, 200
14	209,000	239, 100
15	210,600	239, 900
16	212, 100	240, 700
17	213,600	241, 400
18	215, 200	242,000
19	216, 800	242, 600
20	218, 400	243, 200
21	220,000	243, 800
22	221,700	244, 400
23	223,000	245, 000
24	224, 300	245, 500
25	225, 600	246, 000

退職手当に係る報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	6, 700
2	13, 400
3	20, 100
4	26, 800

別表第6

勤 続 年 数 (第1種会計年度任用職員)	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年以上
年 度 (第2種会計年度任用職員)	採用初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6 年度目 以 上
年次休暇日数	10	12	14	16	18	20

注1:他の課(所)から引き続き採用する場合の表中「年度(第2種会計年度任用職員)」の 算定にあたっては、採用初年度からの年度を通算するものとする。

注2:第1種会計年度任用職員の場合の勤続年数の算定にあたっては、一般職の常勤職員と しての勤続年数を通算するものとする。

週所定勤	1年間のご言	勤続 年第1 種会度 用員)	1 年 未 満	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年 以 上
数	所定勤務日数	年 度 (第2 種会計 年度任 用職 員)	採用初年度	2 年 度 目	3 年 度 目	4 年 度 目	5 年 度 目	6年度目	7 年 度 目	8 年 度 目	9 年 度 目	10 年 度 目	11 年 度 目	12 年 度 目	13 年 度 目	14 年 度 目	15 年 度 目	16 年 度 目 以 上
1日	48 日か ま	ら 72 目 で	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
2 目		ら 120 日 で	3	4	4	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
3 日		日から 168 日まで		6	6	8	9	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
4 日	169 日から 216 日まで		7	8	9	10	12	13	15	16	17	18	19	20	20	20	20	20
5日以上	217 日以上		10	11	12	14	16	18	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

注1:他の課(所)から引き続き採用する場合の表中「年度(第2種会計年度任用職員)」の 算定にあたっては、採用初年度からの年度を通算するものとする。

注2:第1種会計年度任用職員の場合の勤続年数の算定にあたっては、一般職の常勤職員としての勤続年数を通算するものとする。

注3:表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員に限り、用いるものであること。

注4:表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用については、 任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。 なお、当該任期の途中に当該所定勤務日数が変更された場合においても、年次休暇の 日数については変更しないものであること。

別表第8

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	夏季休暇の日数
5 日	217 日以上	
4 日	169 日から 216 日まで	
3 日	121 日から 168 日まで	3
2 日	73 日から 120 日まで	
1日	48 日から72日まで	

注1:表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員に限り、用いるものであること。

注2:表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

なお、当該任期の途中に当該所定勤務日数が変更された場合においても、夏季休暇の 日数は変わらないものであること。

別表第9

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	妊娠障害 休暇の日数
5日	217 日以上	14
4日	169 日から 216 日まで	10
3 日	121 日から 168 日まで	8
2 日	73 日から 120 日まで	5
1日	48 日から 72 日まで	2

- 注1:表中「1年間の所定勤務日数」の項は週以外の期間によって所定勤務日数が定められている会計年度任用職員に限り、用いるものであること。
- 注2:表中「週所定勤務日数」の項及び「1年間の所定勤務日数」の項の適用については、任期の初日における勤務条件によって判断するものとする。

なお、当該任期の途中に当該所定勤務日数が変更された場合においても、妊娠障害休 暇の日数は変わらないものであること。

会計年度任用職員取扱要綱の運用について

第4(任用)関係

- 1 公募の方法については、公共職業安定所(ハローワーク)への求人申込み、広報紙への掲載、関係機関等への周知等の方法を、求める人材に応じて適宜行うこと。
- 2 職務の性質や任用の緊急性等の事情から、公募により難い場合には、あらかじめ教育長に協議しなければならない。
- 3 公募の例外として「教育長が特に認める場合」とは以下のとおりとする。
 - (1) 職務内容から候補者が限定され、公募にそぐわない以下の場合。
 - ア 関係団体からの推薦を受けて任用することが適当な場合
 - イ 特定分野の行政経験が必要な場合
 - ウ 従前からア又はイにより非常勤職員取扱要綱(昭和 50 年 5 月 1 日教総第 107 号)に基づき非常勤職員として任用している場合
 - (2) 緊急な任用が必要で、公募する時間がない場合。
- 4 任用する際には、通知書以外に、会計年度任用職員取扱要綱(令和2年3月31日教総第1511号)及び次の事項を記載した書面を併せて交付すること。
 - (1) 就業の場所及び従事すべき業務の内容に関する事項
 - (2) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日・休暇並びに、交替制勤務における就職時転換に関する事項
 - (3) 給与に関する事項
 - (4) 退職事由
 - (5) 社会保険に関する事項
 - (6) 研修に関する事項
 - (7) 福利厚生施設に関する事項
 - (8) 相談窓口に関する事項
- 5 通知書の書面による交付は、会計年度任用職員が希望する場合においては、人事給与管理システム(埼玉県教育局等職員服務規程(昭和51年訓令第4号。以下「服務規程」という。))第14条の5第1項に規定する人事給与管理システムをいう。以下同じ。)による通知をもってこれに代えることができる。
- 6 会計年度任用職員は、任期の途中に退職しようとするときは、服務規程第 26 条の手続の例により、退職願(服務規程様式第 25 号)を所属長に提出しなけれ ばならない。

第6(勤務日等)関係

- 1 会計年度任用職員の勤務時間の割振りについては、その職及び業務内容の実情に応ずるよう、かつ、明確に割振りを定めること。
- 2 日額で報酬を定められている職員については、原則として、休日には勤務を割り振らないようにすること。

第7(休暇)関係

- 1 第1種会計年度任用職員が、暦年の中途において採用された場合においては、 退職時に有していた年次休暇の残日数(1日未満の端数(1時間未満の端数があ るときは、これを切り上げた時間)を含む。)を引き継ぐものとする。
- 2 1週間の勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員の年次休暇及び夏季休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 1週間の勤務時間が 29 時間以上の会計年度任用職員 (第1種会計年度任用職員を除く。) が年度の中途に採用された場合には、当該年度において、採用

月に応じて次のとおり年次休暇を受けることができるものとする。

採月	月月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	数	10	10	10	10	10	10	5	4	3	3	2	1

- (2) 年次休暇は、1日、半日、1時間又は30分を単位として受けることができるものとする。
- (3) 半日を単位とする年次休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分とされている場合において、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内であって当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないときに使用できるものとする。
- (4) (2) の規定にかかわらず、1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分未満とされている場合において、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内であって当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないときに、当該勤務時間の時間数(30分未満の端数を含む。)を使用できるものとする。
- (5) 時間又は分を単位とする年次休暇を日に換算する場合は、勤務日ごとの勤務時間数が同一である会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日の1日当たりの勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間)をもって1日とし、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員(以下「非同一型会計年度任用職員」という。)にあっては、6時間をもって1日とする。ただし、非同一型会計年度任用職員のうち、1日当たりの平均勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間)が7時間である職員にあっては7時間を、8時間である職員にあっては8時間をもって1日とする。
- (6) 夏季休暇は、1日又は半日を単位とし、時間を単位とする夏季休暇は受けることができないものとする。
- (7) (3)の規定は、半日を単位とする夏季休暇の使用について準用する。この場合において、同(3)中「7時間 45 分」とあるのは、「7時間 45 分以下」と読み替えるものとする。
- 3 1週間の勤務時間が29時間未満の会計年度任用職員の年次休暇及び夏季休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 1週間の勤務時間が29時間未満の会計年度任用職員(第1種会計年度任用職員を除く。)が、年度の中途において採用された場合には、当該年度において、採用月に応じて次のとおり年次休暇を受けることができるものとする。

週所定勤務 日数	1年間の所定勤務 日数	採用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 日	48 日から 72 日ま	きで	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
2 日	73 日から 120 日3	まで	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1	1	0
3 日	121 日から 168 日	まで	5	5	5	5	5	5	3	2	2	1	1	0
4 日	169 日から 216 日	まで	7	7	7	7	7	7	4	3	2	2	1	1
5日 以上	217 日以上		10	10	10	10	10	10	5	4	3	3	2	1

(2) 2の(2)から(7)までの規定は、1週間の勤務時間が29時間未満の会計年度

任用職員に準用する。

- 4 年次休暇の繰越しの取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 年次休暇(1日未満の端数も含む。) は翌年度(第1種会計年度任用職員にあっては翌年) に繰り越すことができる。繰り越された休暇はその年度(第1種会計年度任用職員にあってはその年) に限り有効であること。
 - (2) 年次休暇の繰越日数は、次の算式により計算するものであること。この場合、 1日の年次休暇を時間に換算する場合は第7 (休暇) 関係の2の(5)に定める 時間とし、半日の年次休暇を時間に換算する場合は4時間をもって行うものと すること。

要綱の規定に基づく休暇日数(A)+(前年度又は前年から繰り越された休暇日数(B)-その年度又は年に与えた(使用された)休暇日数(C))=その年度又は年の休暇の残日数(D)(翌年度又は翌年に繰り越される休暇日数)

- (注) 1 (D) に半日(0.5日)単位がある場合は、4時間に換算すること。
 - 2 (D) が前年度又は前年に付与した年次休暇の日数を超えるときは、(D) は前年度又は前年に付与した年次休暇の日数を上限とすること。
- 5 通勤休暇は、1分を単位として受けることができるものとする。
- 6 結婚休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 会計年度任用職員が婚姻関係(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情であるものを含む。)に入ることが確実な場合に受けることができるものとする。
 - (2) 会計年度任用職員が結婚生活に入るため、社会通念上必要と認められる諸行事等、例えば、結婚式、旅行、婚姻届の提出等を行うため、おおむね結婚の日の5日前から、結婚の日の後1月を経過する日までの期間において受けることができるものとする。

この場合の「結婚の日」とは、社会的に結婚したと認められる日であり、「結婚式の日」、「婚姻届の提出日」等がこれに当たり、「結婚の日」とし得る日が複数ある場合、いずれの日を「結婚の日」とするかは、会計年度任用職員が選択することができるものとする。

ただし、職務が繁忙な場合など合理的な理由による場合には、結婚の日の後 1月を経過した日以後も受けることができるものとする。

なお、結婚式も行わず、婚姻届も提出しないような場合における「結婚の日」 については、社会通念に基づき個別に判断するものとする。

- 7 出生サポート休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 1日又は1時間を単位として受けることができるものとする。
 - (2) 時間を単位とする出生サポート休暇を日に換算する場合は、2の(5)の方法に準じて取り扱う。
- 8 出産補助休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 1日、1時間又は30分を単位として受けることができるものとする。
 - (2) 時間を単位とする出産補助休暇を日に換算する場合は、2の(5)の方法に準じて取り扱う。
- 9 男性の育児参加のための休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 1日、1時間又は30分を単位として受けることができるものとする。
 - (2) 時間を単位とする男性職員の育児参加のための休暇を日に換算する場合は、2の(5)の方法に準じて取り扱う。
- 10 私傷病の病気休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 1日又は1時間を単位として受けることができるものとする。

- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年埼玉県人事委員会規則 13-18。以下「勤務時間規則」という。)第19条の3第11条第2項の「任命権 者が委員会と協議して定める時間」は、次に掲げる時間とする。
 - ア 地方公務員育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて 勤務しない時間
 - イ 勤務時間規則第19条の3第2項第3号及び第4号並びに同条第3項第3号、第4号及び第9号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間ウ 介護休暇により勤務しない時間
 - エ 妊娠中の職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する保健指導 又は健康診査に基づく指導事項を守るため休息又は補食する場合における 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和27年埼玉県人事委員会規則12 -2)第2条第13号の規定により勤務しない時間
 - オ 介護時間により勤務しない時間
- (3) 勤務時間規則第19条の3第13項の「定期的に通院加療を行うことが医学的に みて明らかに必要と判断された場合」とは、身体に係る慢性的疾患に対する治療 行為であって、例えば人工透析のような経過の長いものについて、主治医等が当 該治療行為のため定期的に通院加療を行うことが必要と認める場合をいうもの であること。
- 11 妊娠障害休暇は、1日を単位とし、時間を単位とする妊娠障害休暇は受けることができないものとする。
- 12 育児時間の対象となる生後満一年に達しない生児は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「地方公務員育児休業法」という。) 第2条第1項に規定する育児休業等の対象となる子の範囲と同一の範囲の生児とする。
- 13 子の看護休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員育児休業法第2条に規定する子をいい、配偶者の子を含む。第7(休暇)関係の13において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護(負傷し若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に受けることができるものとする。
 - (2) 1年度につき5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間において、1日又は1時間を単位として受けることができるものとする。
 - なお、この休暇については、翌年度への繰越しは認められない。
 - (3) 時間を単位とする子の看護休暇を日に換算する場合は、2の(5)の方法に準じて取り扱う。
- 14 会計年度任用職員の短期介護休暇の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下、第7(休暇)関係の14において「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、又は要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に受けることができるものとする。
 - イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子及び配偶者の父母

- ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ハ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子
- (2) (1)でいう「介護」とは要介護者の食事、入浴、着替え、排泄等の身の回りの世話等を行うことをいう。
- (3)(1)のハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居している者に限る。ここでいう「同居」には、会計年度任用職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとする。
- (4) 1年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間において、1日又は1時間を単位として受けることができるものとする。なお、この休暇については、翌年度への繰越しは認められない。
- (5) 時間を単位とする短期介護休暇を日に換算する場合は、2の(5)の方法に準じて取り扱う。
- 15 介護休暇の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 「要介護者」とは第7 (休暇) 関係の 14(1)で規定する要介護者と同様の者であること。
 - (2) 要介護者のうち、第7(休暇)関係の14(1)のハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居している者に限る。ここでいう「同居」には、会計年度任用職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとする。
 - (3) 「介護」とは第7 (休暇) 関係の 14(2)で規定する介護と同様のことである こと。
 - (4) 勤務時間規則第 19 条の 3 第 7 項の「任期が満了」することが明らかでないかどうかの判断は、当該休暇の申請の時点において判明している事情に基づき行うものとし、「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。
 - (5) 介護休暇は、1日を単位として受けることができるものとする。
 - (6) 介護休暇の承認を受けようとするときは、服務規程第 10 条第 3 項に規定する一般職の常勤職員の介護休暇の手続を準用し、介護休暇簿(様式第 2 号)を決裁権者に提出しなければならない。

なお、その他承認等の手続及び指定期間の指定については、一般職の常勤 職員の介護休暇の取扱いを準用する。

- (7) 介護休暇期間における介護休業給付金の給付については雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び地方公務員共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号。以下「共済組合法」という。)に定めるところによる。
- (8) 介護休暇をしようとしたこと、又はしたことを理由として職員を不利益に取り扱うことは禁止されていることから、任期満了時における再度の任用の手続や勤務条件の変更などの際には十分留意すること。
- 16 介護時間の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 「要介護者」とは第7(休暇)関係の14(1)で規定する要介護者と同様の者であること。
 - (2) 要介護者のうち、第7(休暇)関係の14(1)のハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居している者に限る。ここでいう「同居」とは、会計年度任用職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとする。
 - (3) 「介護」とは第7(休暇)関係の14(2)で規定する介護と同様のことである

こと。

- (4) 会計年度任用職員の介護時間の承認については、要介護者ごとに、連続する 3年の期間(会計年度任用職員の介護時間の対象となる要介護者について介護 休暇を取得する場合においては、当該介護休暇に係る指定期間と重複する期間 を除く。)内において、次に掲げる区分に応じ、当該区分に応じて定める時間 を超えない範囲内で行うものとし、当該承認する時間は1日につき2時間を超 えないものとする。
 - イ ロに掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 当該会計年度任 用職員の1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間
 - ロ 地方公務員育児休業法第 19 条第1項に規定する部分休業の承認を受けて 勤務しない時間のある会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の1日の 勤務時間から当該部分休業により勤務しない時間に5時間 45 分を加えた時間を減じた時間
- (5) 会計年度任用職員の介護時間の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した、(4)に規定する時間の 範囲内とする。
- (6) 会計年度任用職員の介護時間の承認を受けようとするときは、服務規程第10条第3項に規定する一般職の常勤職員の介護時間の手続の例により、介護時間簿(服務規程様式第8号の2)を決裁権者に提出しなければならない。
- (7) 会計年度任用職員の介護時間制度を利用しようとしたこと、又は利用したことを理由として職員を不利益に取り扱うことは禁止されていることから、任期満了時における再度の任用の手続や勤務条件の変更などの際には十分留意すること。
- 17 要綱第7の5(6) 並びに第7(休暇)関係の14(1)のイにいう「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」及び第7(休暇)関係の6(1)にいう「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情であるもの」には、性別が同一である二者間の場合を含むものとする。
- 18 休暇の承認又は届出等の手続は、一般職の常勤職員の例によるものとする。
- 19 会計年度任用職員の年次休暇、特別休暇(介護休暇及び介護時間を除く。以下同じ。)及び組合休暇の決裁権者への届出又は申請は、人事給与管理システムによるものとする。ただし、これにより難い場合は、年次休暇、特別休暇(公務災害又は通勤災害による病気休暇(勤務時間規則第19条の3第2項第1号)及び私傷病の病気休暇(勤務時間規則第19条の3第3項第1号)を除く。)及び組合休暇にあっては会計年度任用職員休暇簿(様式第1号)を、特別休暇のうち公務災害又は通勤災害による病気休暇及び私傷病の病気休暇にあっては病気休暇簿(服務規程様式第7号の2)を決裁権者に提出することができる。
- 20 会計年度任用職員休暇簿(様式第1号)の記載方法は、次のとおりとする。
 - (1) 「休暇の期間」の欄について、休暇の期間が1日以内の場合は上の「から」 の月日欄のみ記入し、下の「まで」の月日欄は空欄のままとすること。
 - (2) 2つ以上の休暇を届出又は申請するときは、その期間が引き続いていても、 それぞれ別行に記載すること。
 - (3) 半日単位、時間単位又は分単位で休暇を届出又は申請するときは、必ず備考欄に午前・午後の別又は始期と終期の時刻を記載すること。
 - (4) 休暇簿の訂正は、変更後の期間等を別行に朱書すること。その際、「休暇の理由」欄には、「変更」又は「取消」と記載すること。
 - (5) 基準日とは年次休暇を10日以上付与した日のこととする。

(6) 「当該前年度基準日以降に取得した日数」欄には、当該前年度基準日から当該前年度末までに取得した年次休暇の日数を記入すること。

第8(職務専念義務免除)関係

- 1 職務専念義務免除の手続は、一般職の常勤職員の例によるものとする。
- 2 会計年度任用職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年埼 玉県条例第38号)第2条第1号若しくは第2号又は職務に専念する義務の特例 に関する規則(昭和27年埼玉県人事委員会規則12-2)第2条第1号、第2号、 第4号、第9号、第12号若しくは第13号に該当する場合として、職務に専念す る義務の免除について承認を受けようとするときは、人事給与管理システムによ り決裁権者に申請するものとする。ただし、これにより難い場合は、職務専念義 務免除願簿(服務規程様式第14号)を決裁権者に提出することができる。

第9(育児休業等)関係

育児休業の取扱いは次のとおりとする。

- 1 育児休業期間における社会保険料の徴収の免除については、健康保険法(大正 11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び共済組合法 に定めるところによる。
- 2 育児休業期間における育児休業給付金の給付については雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び共済組合法に定めるところによる。
- 3 地方公務員育児休業法第9条及び第19条第3項の規定により、育児休業又は 部分休業をしようとしたこと、又はしたことを理由として職員を不利益に取り扱 うことは禁止されていることから、任期満了時における再度の任用の手続や勤務 条件の変更などの際には十分留意すること。

第12(営利企業従事等許可)関係

- 1 第1号会計年度任用職員の営利企業への従事等に係る届出の手続は、営利企業 従事等届出書(様式第3号)を使用すること。
- 2 第2号会計年度任用職員の営利企業への従事等に係る許可の手続は、一般職の 常勤職員の例によるものとする。

附則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

附即

この通知は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和4年1月1日から施行する。

附則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

第4(任用)関係

*書面の例を添付しましたので、事務の参考としてください。 なお、書面については、明示事項が明記されているものであれば、別添の様式以 外を交付することでも差し支えありませんので申し添えます。

(別途様式以外での交付例)

- ・所属で制定している任用要領等(明示項目が明記されているもの)の該当部分の写しを交付する。
- ・所属で制定している任用要領等の写しを交付する。

様式第1号(第7関係)

年度分 会計年度任用職員休暇簿

職		名	氏				名			本:	年使用でき	る	前年(月	度)カ	360	り繰走	或 日 数		日
										年	次休暇日	数	要綱の	規定	ぎに基	甚づく	く日数		日
採用	年 月	日			年	月	日								計				日
基		度 日			年	月	日	·	当該取		度基準日以降 し た 日	に 数	日基	該	年準	度 日	4	年 月	日
受 理 (承認)	届 出 (承認)			(承	認)	休	暇	Ø	期	間	休暇の種	休暇を除	(年次休暇 く。) の理由	年	次休	暇	夏季休暇	備考	
月日	月日	決裁権者	裁 者								類	C 1/41	(0)	Ø	残 日	数	の残日数		
•	•					月月	目から 目まで	日	時間	分	年 休 その他 (Ħ	時間	分	日		
•	•					月月月	日から 日まで	日	時間	分	年 休 その他			日	時間	分	日		
•	•					月	日から	Ħ	時間	分	() 年 休 その他			日	時間	分	日		
•	•					月月	目まで目から	日	時間	分	() 年 休 その他			日	時間	分	日		
•	•					月月	日まで	Ħ	時間	分	() 年 休 その他			日	時間	分	日		
•	•					月月	日まで日から	日	時間	分	年 休			日	時間	分	日		
						月	日まで	B	時間	分	その他 () 年 休			B	時間	分	B		
,	•					月月	日まで	П	叶间	ガ	その他 ()			П	村间	ガ	П		

- 備考 1 受理(承認)欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 - 2 休暇の種類の欄は、年次休暇にあっては「年休」を○で囲み、その他の休暇にあっては「その他」を○で囲み、() 内に特別休暇にあっては「特休」と記入すること。
 - 3 基準日とは年次休暇を10日以上付与した日のこととする。
 - 4 「当該前年度基準日以降に取得した日数」欄には、当該前年度基準日から当該前年度末までに取得した年次休暇の日数を記入すること。

1965 4717 2 13	14 1 123 1717						tota.				(fate
				介	護 休						(第一面)
							所 属		氏	: 名	
	氏	名				要	京介護者の	状態及で	ド 具体的 7	な介護の	为 容
	続	柄				<i>#</i> ★ 1 □					
要介護者に	同居・	別居の別]居	□別居	第1回					
関する事項		要となった時				第2回					
因りの事項	71 1 2 17 12 3	(,,			第 △ 凹					
			:	年 月	目	第3回					
				指定	期間の	申 出・	指 定				
	第	1回			第 2	口	第3回				
申出の期間	申出日	決裁 権者	通算期間	申出の期間	申出日	決裁 権者	通算期間	申出の期間	申出日	決裁 権者	通算期間
年 月 日か				年 月 日か				年 月 日か			
6				6				Ġ.			
年月日ま			月 日	年月日ま			月日	年月日ま			月 日
で				で				で			
備考		•		備考	1			備考	1		
				指 定	期間の	延 長・	短縮				
	第	1 回			第 2	口			第	3 回	
延長・短縮後の 末日	申出	決裁 権者	延長・短縮後の通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	決裁 権者	延長・短縮後の通算期間	延長・短縮後 の 末日	申出日	決裁 権者	延長・短縮後 の通算期間
(年月日か年月日			月日	(年月日だら 年月日まで)		月日	(年月日から)年月日まで			月日

					介	護 休 業	の請求・承				
承 認	請求	承	認	総務	休		業の	期	間		
承 認 年月日	年月日	決裁		担当	年	月	日	時	間	日•	備考
十月日	十月日	権者		処理	+	Я	Д	叶	目	時間数	
1						月 日から		時 分~	時 分	<u>日</u> 時	
					年年	月 日まで	□その他 ()	時 分~	時分 時分	時	
1						月 日から		時 分~	時 分	<u>日</u> 時	
					年		□その他 ()	時 分~	時分 時分	時	
 						月 日から		時 分~	時 分	<u>日</u> 時	
					年	月 日まで		時 分~	時 分	時	
l						月 日から		時 分~	時 分	<u>日</u> 時	
					年		□その他 ()	時 分~	時 分	時	
 							□毎日	時 分~	時 分	<u>日</u> 時	
					年	月 日まで		時 分~	時 分		
 						月 日から		時 分~	時 分	日 時	
					年		□その他()	時 分~	時 分	時	
							□毎日	時 分~		<u>日</u> 時	
							□その他()	時 分~	時 分		
						/ 1		時 分~		<u>日</u> 時	
							□その他()	時 分~	時 分	時	
						月 日から		時 分~		日 時	
							□その他 ()	時 分~	時 分		
						月 日から		時 分~		<u>日</u> 時	
					年		□その他 ()	時 分~	時 分	時	
							□毎日	時 分~		<u>——日</u> 時	
					年	月 日まで	□その他 ()	時 分~	時 分		
						月 日から		時 分~		<u>日</u> 時	
							□その他()	時 分~	時 分	時	
 	l				· ·		□毎日	時 分~	時 分	<u>日</u> 時	
					年	月 日まで	□その他()	時 分~	時 分	時	

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には ▶印を記入すること。

					介言	護 休	業の耳	対消 し	等					(N)
受 理	届出	受	理	総務	休	業	の取	消し	等	の	期	間		
年月日	年月日	決裁 権者		担当 処理	年	月	日	時		睛		日· 時間数	備	考
					年	月	日から	時	分~	時	分	日		
. ,					年	月	目まで	時	分~	時	分	時		
					年	月	目から	時	分~	時	分	日		
. ,					年	月	目まで	時	分~	時	分	時		
 	l				年	月	日から	時	分~	時	分	日		
					年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
					年	月	日から	時	分~	時	分	日		
					年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
					年	月	日から	時	分~	時	分	日		
					年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
					年	月	日から	時	分~	時	分	日		
					年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
					年	月	日から	時	分~	時	分	日		
					年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
					年	月	日から	時	分~	時	分	日		
					年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
					年	月	日から	時	分~	時	分	日		
					年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
					年	月	日から	時	分~	時	分	日		
					年	月	日まで	時	分~	時	分	時		
					年	月	日から	時	分~	時	分	日		
					年	月	日まで	時	分~	時	分	時		

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

		営利企業従事等	等届出書				
					年	月	日
所属	属長 様						
121 A							
			所属原	斤名			
			職	名 氏			名
下記の	ひとおり営利企業への従	#事等について、	、届け出る	ます。			
			, , , , , , , ,				
		記					
1	理 由						
2	従事する団体等名						
3	所 在 地						
4	団体等の事業内容						
5	役 職 名						
6	職務内容						
7	期間						
		年	口	目	ŀ	時間	
8	実従事日数 (時間)	月	口	日	ļ	時間	
		週	口	目	ļ	時間	
9	報酬の額						
10	所属確認欄						
	□ 職責遂行に支障を	と及ぼすおそれだ	かない				
	□ 職員の勤務する様	幾関と密接な関	係にあっ	て、職務の)公正な	:遂行(に
	支障を及ぼすおそれ			. 101424		_,,,	

勤務条件通知書

年	月	H

	様
--	---

(所属長)

○任用における就業の場所等は次のとおりです。

項目	<u>内</u> 容
就業の場所	_(変更の範囲)
<u>従事すべき</u> 業務の内容	(変更の範囲)
勤務時間、 休憩時間及 び時間外勤 務の有無	1 勤務の日及び時間帯 月(: ~ :)休憩(: ~ :) 火(: ~ :)休憩(: ~ :) 水(: ~ :)休憩(: ~ :) 木(: ~ :)休憩(: ~ :) 金(: ~ :)休憩(: ~ :) 全(: ~ :)休憩(: ~ :) 2 交替制等(割り振りは所属長が別途指定します) ①午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで (うち休憩時間 分) ②午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで (うち休憩時間 分) 3 その他 4 時間外勤務 無
休 日 (又は勤務日)	1 (休日が定例日) 毎週 曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日 2 (勤務日が非定例日) 週当たり 日勤務 (土曜日・日曜日・祝日の勤務があります) *勤務日は所属長が別途指定します。 3 その他
休 暇	1 年次有給休暇 2 有給休暇 ①公務災害又は通勤災害による病気休暇 ②出産休暇 ③妊産婦の通院休暇 ④妊婦の通勤休暇 ⑤夏季休暇* *任用期間が継続して6か月以上、かつ、5月1日から10月31日までの期間のいずれかの日に勤務するものに限る ⑥忌引休暇 ⑦交通途絶休暇 ⑧危険回避休暇 ⑨現住居が滅失等した場合の休暇 ⑩結婚休暇

迎出產補助休暇* ①男性職員の育児参加のための休暇* 3 無給休暇 ①私傷病の病気休暇 ②奸産疾病休暇 ③妊娠障害休暇 ④育児時間 ⑤子の看護休暇* ⑥短期介護休暇* ⑦介護時間 ⑧生理休暇 ⑨ドナー休暇 ⑩組合休暇 * 6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに る。 4 職務専念義務免除 「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に 関する規則」に定めのある事由に該当する場合において必要と認められる範囲 1 育児休業 有 休 業 2 介護休暇 有 日まで 月 条件付 なお、この間の勤務日数が15日に達しない場合には、勤務日数が15日に達する 採用期間 まで条件付採用期間が延長されます。 服 務 |地方公務員法に定める義務を負います。 公務上の傷病については「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す 災害補償 る条例」(労災保険加入の場合は労働者災害補償保険法)により補償されます。 酬:「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」によります。 報 費用弁償:「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」によります。 報酬の毎月の締切日:月末 報酬の支払予定日 :毎月21日(一般職の常勤職員の例によります。) 報酬等に 給:無 関する事項|期末手当・勤勉手当:「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」によります。 期末手当・勤勉手当の支払予定日:6月期は6月30日、12月期は12月10日 (一般職の常勤職員の例によります。) 退職手当:無 ※一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。 1 任用期間が満了した場合に退職となります。 2 自己都合で退職する場合は、退職する3週間前までに所属長に申出をし、退職 退職に関す 願(服務規程様式第25号)を提出してください。 る事項 3 免職及び離職の事由 地方公務員法の定めるところによります。 1 社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険(共済組合・その他) 介護保険) 社会保険に 2 雇用保険の加入状況 (有 ・ 無) 関する事項 3 労災保険の加入状況 (有 ・ 無) 研修 (有 ・ 無) 研修に関す (「有」の場合) 研修の内容 る事項 福利厚生施 1 給食施設 (有 · 無)

設に関する 事項	2 休憩室 (有 ・ 無) 3 更衣室 (有 ・ 無)
11110 (12.11	担当 () 電話 ()
その他	「会計年度任用職員取扱要綱」によります。

[※] 説明・確認の後、会計年度任用職員へ交付してください。

○非常勤職員の通勤に係る費用弁償の

(原文横書)

昭和五十六年一月九日教総第四八八号 教育長通知

最終改正 平成二十六年四月一日

このことについて、 別紙のとおり取扱いを改定しましたので通知

します。

報酬及び費用弁償に関する条例 号)第三条第二項の規定に基づき、 なお、この取扱いにより得られた費用弁償の額は、 (昭和三十一年十月一日条例第三十 知事と協議して定めた額とし 非常勤職員の

て取り扱うものとします。

取扱要領非常勤職員の通勤に係る費用弁償の

1 支給対象者

非常勤職員取扱要綱 (昭和五十年五月一日教総第一○七号)の

適用を受ける非常勤職員

ただし、次に該当する者を除く。

(1) 通勤距離が二キロメートル未満の者

(2) 通勤に利用している者

株主優待乗車券を無償で取得し、

(3) 県有自動車 (借上げを含む。) を通勤に利用している者

県の経費以外の経費から通勤手当に相当するものが支給さ

れている者

(4)

勤務公署を特定することができない者

(5)

(6) その他、 教育長の承認を得て定める者

2 費用弁償の額

の端数を切り捨てた額)とする。

の算出方法により得られた額(一円未満の端数があるときは、

通勤に係る費用弁償(以下「費用弁償」という。)の額は、

次

交通機関等利用者の場合

低廉な方法となるものの総額 じ。)ごとに下記のアからエにより得られた額のうちいずれか 常勤職員の例により、 利用区間 (乗継区間を含む。 以下同

それぞれ一回とし、一日二回を超えるときは二回とする。 ただし、当該一か月の通勤所要回数(通勤の往路及び帰路を 以下

同じ。)が十回未満の者は利用区間ごとに下記のエにより得ら

定期乗車券による場合は、 通用期間一か月の定期乗車券の

れた額の総額

イ 回数乗車券による場合は

(2)

自動車等利用者の場合

X

ウ 「プリペイドカード」という。)による場合は 前払式支払手段(チャージ式のICカード等を含む。 以下

により得た額

普通乗車券額 1回当たりの

による運賃 プリペイドカード 1回当たりの 当該1ヶ月の 通勤所要回数 の割引率 プリペイドカー

により得た額

等に照らし、 「プリペイドカードの割引率」は、 利用区間の一回当たりのプリペイドカードによる運賃 その利用が最も経済的かつ合理的と認められる 当該非常勤職員の通勤

プリペイドカードの割引率とする

する。 を利用する場合の最も経済的かつ合理的と認められるプリペ イドカードの割引率については、当分の間、1,000/1,100 と なお、 利用区間が複数ある場合は、 利用区間ごとに割引

ただし、バス利用特典サービス取扱事業者が運行するバス

率を算出する。

工 どちらか低廉となる額 カードによる運賃のうち 普通乗車券とプリペイド 当該1ヶ月の 通勤所要回数

常勤職員に支給され

の通勤手当の額 ることになる1か月

X を超えるときは42回とする) 一か月の通勤所要回数(4 2回

により得た額

(3)

併用者の場合

上記(1)又は(3)に該当する者で新幹線鉄道等利用者の場合

上記(1)及び(2)によりそれぞれ算出した額の合計

(4)

以下「条例」という。)第十条第三項に掲げるものに相当する (職員の給与に関する条例 (昭和二十七年埼玉県条例第十九号。

要件を具備する者に限る。)

上記①又は③により算出した額と通用期間を一か月として

常勤職員の例により算出した新幹線鉄道等の利用に係る特別料

3 届 出

金等の額の合計額

非常勤 職員は、 新たに条例第十条第一項に掲げるものに相

関する届 当する要件を具備するに至った場合は、 (別紙様式第一号) により、その通勤の実情をすみや 通勤に係る費用弁償に

(2) 更した場合、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があっ 非常勤職員は、 その住居、 通勤経路若しくは通勤方法を変

かに所属長へ届け出なければならない。

(3) に至った場合についても同様に届け出なければならない。 た場合についても同様に届け出なければならない。 非常勤職員は、 前項に掲げる変更により、 支給要件を欠く

4

確認及び決定

きは、 を含む。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が支給 所属長は、非常勤職員から上記3の定めにより届出があったと その届出に係る事実を通勤定期乗車券 (これに準ずるもの

5 要件を具備するときは、その者に支給すべき費用弁償の月額を決 定し、又は改定しなくてはならない。 支給の始期及び終期

費用弁償は、

当該費用弁償の支給要件を具備した日から支給を

開始し にされたときは、 (届出が、 その届出を受理した日)、 支給要件を具備した日から十五日を経過した後 退職の日をもって終

が生じた日からとする。

わる。

月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、

その事実

を経過した後にされたときは、 ただし、届出が、月額を増額すべき事実の生じた日から十五日 届出を受理した日からとする。

支給方法

費用弁償の支給にあたっては、上記2により算出した額を非常

6

0 取扱いに準じて支給するものとする。 勤職員の費用弁償計算書

(様式第二号) により、

般職員の旅費

その他

7

(1)費用 弁償の支給にあたっては、 この要領の定めるもの 0 ほ

カコ 般職員の通勤手当の支給の例による。

(2) この取扱いは、 昭和五十六年一月一日から実施する。

に関する取扱要綱の制定について教育局等職員の自家用自動車の公務使用

(原文横書)

教育長通知 平成十年三月二十七日教総第八〇九号

最終改正 平成十一年四月三十日

するとともに、 施行されることとなりましたので、 の公務使用に関する取扱要綱」が制定され、 このことについて、 所属職員に周知徹底されるようお願いします。 別紙のとおり「教育局等職員の自家用自 要綱の取扱いに遺漏のない 平成十年四月一日 ロから ・よう 動 車

とのないよう留意するとともに、 責任が厳しく問われることになりますので、 職員の自家用自動車の公務使用に当たっては、 職員への安全運転の指導により一 安易に使用を認めるこ 所属長として管理

層のご配意をお願いします。

車以外の自動車の使用について づく報告) 玉県教育局等職員服務規程第三十一条に基づく報告) (県有自動車等の事故に伴う損害賠償等の事務処理要綱第九条に基 ま た、 事故が発生した場合は、 に提出してください。 (昭和四十四年七月十七日四四 なお、 速やかに事故報告書を教育長 「公務中における県有自動 及び出納局 [教秘 (埼 長

発第三八一号)」は平成十年三月三十一日をもって廃止します。

要 綱 の 概 要

自家用自動車の使用承認基準について

承認する。 県有自動車では効率的に業務を進めることが困難な場合に使用を わたる場合や緊急に処理する必要がある場合で、 原則として県内における旅行であって、 用務先が複数の地域に 公共交通機関や

= 自家用自動車の登録について

物 の登録を受ける(登録できる自動車は対人補償一 『補償五百万円以上の任意保険に加入しているもの)。 職員は、 あらかじめ所属長に申請の 上 使用する自家用 億円、 か 1.自動 う、 対 車

Ξ 交通事故の処理について

0 事故処理を行う。 第三者に損害を与えたときは、 所属長の責任において相手方と

匹 事故の際の損害賠償について

県は保険金額を超える分を負担する。 第三者への損害賠償は、 職員の自賠責及び任意保険を使用し、

員の任意保険 職員の自動車が損害を負った場合で、 (車両保険) からの保険金額が損害額に満たない場 相手方からの賠償額や職

合は、

その満たない分を県が負担する。

する取扱要綱教育局等職員の自家用自動車の公務使用に関

(趣旨)

第一条 この要綱は、 職員が公務により旅行する際に、

自家用自動

第四条

前条の規定にかかわらず、

旅行命令権者は、

職員が次の各

(自動二輪車及び原動機付自転車を除く。)を使用することに

関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象職員

第二条 (県立学校を除く。)に勤務する職員(以下「職員」という。) この要綱が適用される職員は、 県教育局及び県立教育機関

とする

第三条

旅行命令権者は、

職員の旅行が次の各号の一に該当する場

(自家用自動車の使用承認基準)

合は、 職員からの申請に基づき、 原則として県内の旅行に限り、

第一項の規定により登録を受けた職員の自家用自動車の使用を承 交通事故等運転上の安全配慮を指示した上で、この要綱の第五条

認することができるものとする。

除き、 有料道路は使用することができないものとする。

ただし、旅行命令権者が明らかに合理性があると認める場合を

用務先が複数の地域にわたる場合又は交通不便な地域である

場合であって、 県有自動車を使用することが困難なとき

緊急に業務を処理する必要がある場合であって、

県有自動車

その他旅行命令権者がやむを得ないと認めるとき。

を使用することが困難なとき。

(自家用自動車を使用することができない職 員

号の一に該当する場合は、 職員の自家用自動車の 使用を承認する

ことができないものとする。 当該職員が運転免許取得後一年未満である場合

故を起こし、 当該職員が、 又は自動車の運転に関し、 過去一年間において、 その責めに帰する交通事 罰金刑に処せられてい

当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場

合

る場合

(自家用自動車の登録

第五条 職員は 職員が使用する自家用自動車は、 次の要件を満たすものと

あらかじめ

「公務に使用する自家用自動車登録申請

(様式第一号)」により所属長に申請の上、使用する自家用自

動 |車の登録を受けておかなければならないものとする|

通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、

勤手当において認定を受けている職員が、その認定経路上におい かつ自家用自動車等を使用することを常例とするものとして、 通

て自家用自動車を使用する場合は、次の各号に掲げる要件を問わ

ず、すでに当該登録を受けているものとして取り扱うこととする。

道路運送車両法第二条第一項に定める自動車

(自動二輪を除

-)で職員又は親族が所有 (割賦販売法による割賦等で購入
- 所有権が留保されているものを含む。)するもの
- 加入しているもの 対人補償一億円以上及び対物補償五百万円以上の任意保険に
- たときは、 速やかに 「公務に使用する自家用自動車登録事項変更 前項の登録事項に変更を生じ

2

職員は、

自動車検査証の更新等、

届出書 (様式第二号)」により所属長に届出なければならないも

(自家用自動車登録台帳の整備)

のとする

第六条 する自家用自動車登録台帳 に備え付けておかなければならないものとする。 所属長は、 登録した自家用自動車について、 (様式第三号)」を整備し、 「公務に使用 各所属所

(自家用自動車への同乗による出張)

第七条

自家用自動車を使用し旅行することを旅行命令権者が承認

の ることが業務遂行上効率的であると認められる場合は、 した職員と用務内容及び用務先などが同一である他の職員の旅行 について、 申請に基づき、旅行命令権者は同乗による旅行を承認すること 当該使用を承認した職員の自家用車に同乗して旅行す 職員から

ができるものとする。

(自家用自動車の使用の申請

第八条 使用する旨を記載して旅行命令権者に提出することにより行うも の自家用自動車への同乗の申請は、 第三条の自家用自動車の使用の申請及び第七条の他の職 旅行命令簿に自家用自動車を 員

(旅費)

のとする。

第九条 旅費に関する条例 自家用自動車の使用による旅行の旅費につい (昭和二十七年埼玉県条例第二十号)の定める いては、 職員の

(交通事故の報告及び処理)

ところによる

第十条 を使用中に事故を起こしたときは、 (昭和五十一年訓令第四号)第三十一条の定めるところに従い 自家用自動車の使用の承認を受けた職員が、 埼玉県教育局等職員服務規程 自家用自動車

報告を行うものとする

2

責任において相手方との事故処理を行うものとする。 前項の事故において第三者に損害等を与えたときは、 所属長の

(損害賠償

第十一条 自家用自動車の使用の承認を受けた職員が、自家用自動

車を使用中に事故を起こし、第三者に損害を与えた場合において、

険の保険金額を超えるときは、県はその超える額を負担するもの その賠償額が自動車損害賠償保障法に基づく強制保険及び任意保

とする。

ただし、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、 県は

当該職員に対して求償権を行使するものとする。

自家用自動車の使用の承認を受けた職員が、自家用自動車を使

2

事 用中に事故を起こし、 故の相手者からの賠償額や当該職員の任意保険からの保険金額 自己の車両に損害を負った場合において、

が るものとする 車両の損害額に満たない場合は、 県はその満たない額を負担す

車両に係る損害額の一切を負担しないものとする。 職員が自家用自動車の使用の承認を受けずに自家用自動車を使 ただし、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、 県は

3

用し、

事故を起こした場合は、県はその責任を一切負わないもの

とする。

(その他)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必

要な事項は、

教育長が定める。

附 則

この要綱は、 平成十年四月一日から施行する。

(以下略

様式第1号

公務に使用する自家用自動車登録申請書

			年	月	日
所属長名	様				
	職	名氏名			(8)

公務に使用する自家用自動車の登録について、職員の自家用自動車の公務使用に関する 取扱要綱第5条1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

車	種	• <u> </u>	車 声	可 番	号									
型	式	•	排	気	量									
所	7	有	者	-	名									
(本	人以	外の	場合	は本	人と									
の続	柄も	記入))											
自動車検査証有効期間					明間			年	F]	日	まで		
自則	音責	保阝	食 有	効其	用間									
任	加	入		内	容	対ノ			Р	7	対 物			田
意	///	<i>)</i> `		r j	47	その他	<u>h</u>							
保	有	郊	ij	期	間			年	F		日	まで		
険	保	険	会	社	名									

備考 この申請書には、自動車検査証、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の各写しを 添付すること。

記入例

旅 行 命 令 簿 (〇〇年 4月分)

学校名	○○市立教育研究所 職名			職名	スクールン		氏名	浦和 孝子	居住市区	居所の最寄駅	JR浦和	
発令月日	坎尔日日	出発地	用	務	旅行方法	旅行	f 者			(A #)	ミ当との調整	備考
旅行命令 権者認印	旅行月日	到着地	用 務	先	自家用車 使用理由	認	印			理 期 7	- ヨとの 調 登	/佣 石
4月15日	4月17日	■学校 □ 自宅	学校訪問		ケ					調整事由調整区間		
	4月17日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	○○市立○○小学		(1)							別途負担: □有
4月17日	4月21日	■学校 □ 自宅	訪問相談		オ					調整事由調整区間		
	4月21日 (泊 日)	■学校 □自宅	00市00町		(6)							別途負担: □有
4月21日	4月24日	■学校 □ 自宅	訪問相談		カ					調整事由調整区間		
	4月24日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	〇〇市〇〇町 〇〇市立〇〇小学	校	(1)							別途負担: □有
4月24日	4月27日	■学校 □ 自宅	訪問相談		オ					調整事由調整区間		
	4月27日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	〇〇市××町 〇〇市立××小学	校	(2)							別途負担: □有
4月24日	4月30日	■学校 □ 自宅	訪問相談		ア・イ					調整事由調整区間		
	4月30日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	○○市立○△小学	·····校								別途負担: 口有

- (注) 1 旅行者は太線の枠内を記入すること。なお、訂正の方法については、記入要領を参照すること。
 - 2 「用務」欄には、用務の内容がわかるよう具体的な用務名を、「用務先」欄には、用務先が特定できるようその存する市町村名等を含めて記入すること。
 - 3 「旅行方法」欄、「自家用車使用理由」欄及び「調整事由」欄は下記の表を参照の上、該当する記号を記入すること。
 - 4 「調整区間等」欄には、鉄道・バスの場合は定期券・回数券等の使用区間を、自家用車等の場合は通勤認定距離数をそれぞれ記入すること。
 - 5 鉄道を利用する際に、上部の「居所の最寄駅」欄に記入した駅と異なる駅を利用した場合は、「備考」欄に当該利用駅名を記入すること。
 - 6 出発地から最寄駅まで自家用車等を使用し、当該最寄駅から用務先まで鉄道を利用する場合は、「備考」欄に最寄駅の名称及び最寄駅までの実走行距離(小数点以下切捨て)を記入すること。

旅行方法	(ア)鉄道 (イ)路線バス (ウ)自転車 (エ)徒歩 (オ)自家用車 (カ)自家用車同乗 (キ)原付等 (ク)貸切バス・タクシー (ケ)公用車 (コ)その他
自家用車等使用理由	(1)用務先が複数 (2)交通不便 (3)緊急の業務 (4)荷物・給与の運搬 (5)授業との両立 (6)その他
調整事由	(A)鉄道-定期券使用 (B)鉄道-回数券等使用 (C)バス-定期券使用 (D)バス-回数券等使用 (E)自家用車等使用

普通旅費請求書 (〇〇年 4月分)

学校名	名 ○○市立教育研究所				職名	スクールン	· I F	氏名	浦和	孝子		居住市町 村			居所の最 寄駅区分	JR浦和	学校 寄駅		
	旅行月日	出発地	用		務	旅行方法	出発地から用 先及び到着		駅名・陸路	鉄道賃	車賃	旅行雑費	その他	予算種別	语	当との調	田・町	備考	
		到着地	用	務	先		光及い到有 までの直線路		市区町村名		平 貝	日 当	てり他	計	一 地 벬 于	ヨとの前	可能	備考	
	4月17日	■学校 □ 自宅	学校訪問]		ケ	□すべ 4km以	-		km 円	km 円	. 円	円		調整事由(調整区間等			□県外・引率旅費	
	4月17日 (泊 日)	■学校 □自宅	〇〇市立 〇〇市立		 交 交		□ 4km超			1 1	1 1			円				別途負担:□有	
	4月21日	■学校 □自宅	訪問相談	{		オ	□すべ 4km以			km 円	km 円	円	円		調整事由(調整区間等) :	7	□県外・引率旅費	
	4月21日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	OO市C	○町			■4km超		〇〇市		360	200		円 560			J	別途負担: □有	
	4月24日	■学校 □ 自宅	訪問相談	{ 		カ	□すべ 4km以	-		km 円	km 円	円	円		調整事由(調整区間等		_	□県外・引率旅費	
	4月24日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	〇〇市C 〇〇市立)○町 [○○小学	校		□4km超							円			J	別途負担: □有	
	4月27日	■学校 □ 自宅	訪問相談	{ 		オ	■すべて 4km以			km 円	km 円	円	円		調整事由(調整区間等	•		□県外・引率旅費	
	4月27日 (泊日)	■学校 □ 自宅	〇〇市× 〇〇市立	×町 ××小学	校		□4km超		〇〇市		220			円 220			J	別途負担: □有	
	4月30日	■学校 □ 自宅	訪問相談	{		ア・イ	□すべ [*] 4km以			3.9 km 円	5.2 km 円	円	円		調整事由(調整区間等			□県外・引率旅費	
	4月30日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	〇〇市立	□△小学村	校		■4km超			300	400	200		円 900			J	別途負担: □有	
経路等												合 計(普通		1, 68				求月日 月 日	
性的守												合 計	- 額)	1, 68	内旅行命0令権者認印				

(注)「出発地から用務先及び到着地までの直線距離」欄の「すべて4km以内」、「4km超」の確認及び「市区町村名」欄の記入は、全行程自家用車等使用の場合のみ行うこと。

旅行方法	(ア)鉄道 (イ)路線バス (ウ)自転車 (エ)徒歩 (オ)自家用車 (カ)自家用車同乗 (キ)原付等 (ク)貸切バス・タクシー (ケ)公用車 (コ)その他
調整事由	(A)鉄道-定期券使用 (B)鉄道-回数券等使用 (C)バス-定期券使用 (D)バス-回数券等使用 (E)自家用車等使用

記入例

普 通 旅 費 支 給 明 細 書 (〇〇年 4月分)

学校名	名 〇〇市立教育研究所		職名	スクールン	I H-/	名 浦和	孝子		居住市町 村		ま市	居所の最 寄駅区分	JR浦和	学校の 寄駅区	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
	旅行月日	出発地	用	務	旅行方法	出発地から用務 先及び到着地	駅名·陸路	鉄道賃	車賃	旅行雑費	その他	予算種別		手当との調	田 東女	備考
	M(1) /J	到着地	用 務	 先		までの直線距離	市区町村名	- 欧坦貝	半 貝	日 当		計		ナヨとの前	9 筐	7佣 与
	4月17日	■学校 □ 自宅	学校訪問		ケ	□ すべて 4km以内		km 円	km 円	円	円		調整事品調整区間			□県外·引率旅費
	4月17日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	○○市立○○小 ⁴ ○○市立△△小 ⁴			□ 4km超			11			円				別途負担: □有
	4月21日	■学校 □ 自宅	訪問相談		オ	□ すべて 4km以内		km 円	km 円	円	円		調整事E			□県外·引率旅費
	4月21日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	〇〇市〇〇町			■4km超	00市	-	360	200		円 560				別途負担: □有
	4月24日	■学校 □ 自宅	訪問相談		カ	□すべて 4km以内		km 円	km 円	円	円		調整事品			□県外·引率旅費
	4月24日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	〇〇市〇〇町 〇〇市立〇〇小 ²	 学校		□4km超		-				円				別途負担: □有
	4月27日	■学校 □ 自宅	訪問相談		オ	■すべて 4km以内		km 円	km 円	円	円		調整事品			□県外·引率旅費
	4月27日 (泊 日)	■学校 □ 自宅	○○市××町 ○○市立××小 ⁴	学校		□4km超	〇〇市	-	220			円 220				別途負担: □有
	4月30日	■学校 □ 自宅	訪問相談		ア・イ	□すべて 4km以内		3.9 km 円	5.2 km 円	円	円		調整事品		_	□県外·引率旅費
	4月30日 (泊日)	■学校 □ 自宅	○○市立○△小学	学校		□4km超		300	400	200		円 900				別途負担: □有
										合 計 (普通		1, 68	円 30 請求	印	請求	5月日 月 日
経路等										合 (十 額)	1, 68				
旅行方法調整事由		(ア) 鉄道 (A) 鉄道	〔 (イ) 路線バス [一定期券使用 ((ウ)自! B)鉄道-					家用車同類 D) バス-				バス・タク 東等使用	クシー (ケ) <u>/</u>	公用車	(コ) その他